

生活排水処理事業料金改定について

改定日(案): 令和7年4月1日

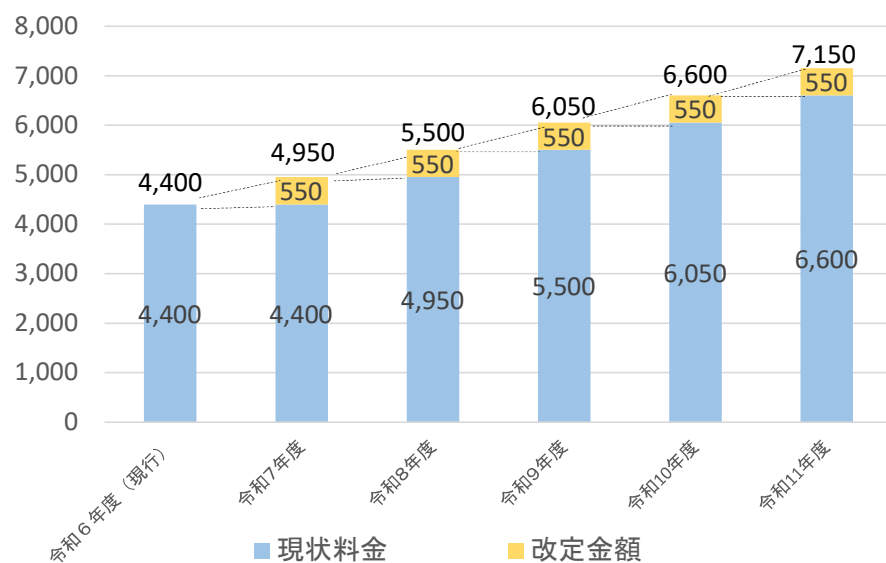
8月議会全員協議会での主な意見

1. 段階的な値上げ(負担軽減措置)の検討

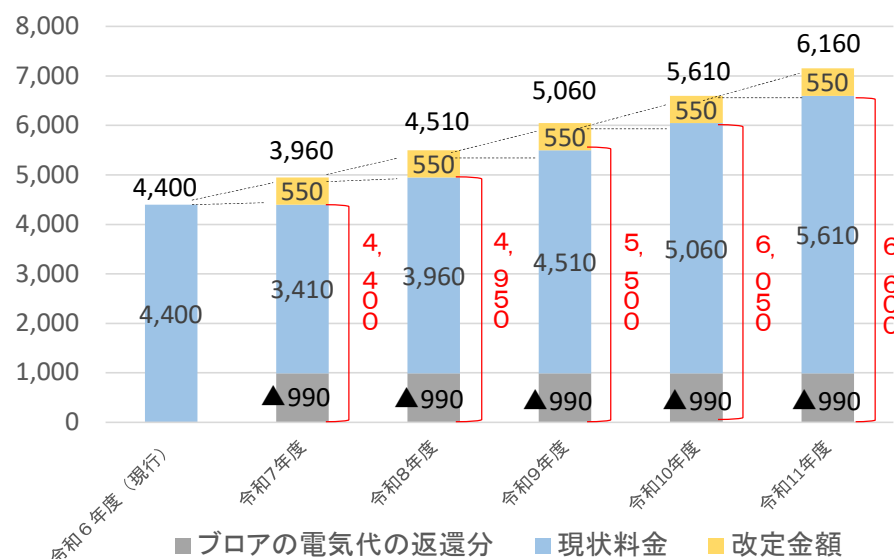
料金改定負担軽減措置(案)

改定金額(案)が2,750円と高額になるため、急激な負担増とならないように令和7年度から5か年で段階的に改定します。
浄化槽(月額)については、ブロア電気代返還分を差引いた金額です。

下水道(月額)



浄化槽(月額)



生活排水処理事業料金一覧(月額)(税込)(案)

下水道	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度以降
現行料金	4,400円	4,400円	4,950円	5,500円	6,050円	6,600円
改定金額	—	550円	550円	550円	550円	550円
改定後料金	—	4,950円	5,500円	6,050円	6,600円	7,150円

浄化槽	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度以降
現行料金	4,400円	4,400円	4,950円	5,500円	6,050円	6,600円
改定金額	—	550円	550円	550円	550円	550円
ブロア電気代 返還額分	—	▲990円	▲990円	▲990円	▲990円	▲990円
改定後料金	—	3,960円	4,510円	5,060円	5,610円	6,160円

※ 5人を超える場合は、1人増すごとに550円増加します。

※ 浄化槽については、ブロア電気代返還額分を差し引いた金額を料金とします。

2,750円値上げした場合の財政予測(負担軽減措置(案))

